

福岡県豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に関する実施要領

(制 定 令和 8 年 2 月 1 9 日 7 経技第 3 3 1 8 号)

(一部改正 令和 8 年 6 月 2 5 日 8 経技第 8 9 9 号)

1 基本的な考え方

野生イノシシの豚熱陽性確認地点から半径 10 km 圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲された野生イノシシのジビエ利用については、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成 26 年 11 月 14 日付け食安発 1114 第 1 号通知）」及び「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 消安第 6357 号、2 農振第 3720 号通知）」（以下「利用の手引き」という。）が示されており、獣肉処理加工施設の管理者、従業員等（以下「事業者」という。）や捕獲者は、これらの要件を遵守するものとされている。

今般、感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用（以下「ジビエ利用」という。）にあたって、本要領により関係機関が連携の上、指導・助言を行い、食品衛生を確保しつつ豚熱ウイルスの拡散を防止することとする。

2 適用範囲

本要領は、事業者が感染確認区域で捕獲された野生イノシシをジビエ利用する場合に適用するものとする。

3 対象者

県関係機関が本要領に基づき、指導・助言を行う対象は以下のとおりである。

- ① ジビエ利用を目的とする事業者
- ② ジビエ利用を目的とする捕獲者
- ③ 感染確認区域において捕獲された野生イノシシの豚熱の検査を行う外部検査機関

4 県関係機関の役割

本要領における県関係機関とその役割については以下のとおりとする。

- ① 農林水産部経営技術支援課、畜産課、農林事務所
「利用の手引き」及び「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和 2 年 3 月：環境省・農林水産省）（以下「防疫措置の手引き」という。）」に関する指導・助言並びに関係機関との連絡調整
- ② 農林水産部畜産課、家畜保健衛生所
「家畜伝染病予防法」及び「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月：農林水産省）」に基づく防疫措置に関する指導・助言
- ③ 保健医療介護部生活衛生課、各保健福祉（環境）事務所、食肉衛生検査所

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月：厚生労働省）及び「福岡県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」（平成21年4月（令和7年2月）：福岡県保健医療介護部生活衛生課）に関する指導・助言

5 ジビエ利用の再開

県が定めるジビエ利用の再開要件は、別紙1のとおりとし、ジビエ利用を再開する時期及び地区（捕獲エリア）については、県関係機関が協議の上、決定する。

経営技術支援課は、ジビエ利用の再開について、関係する事業者や（一社）福岡県猟友会などの関係機関に通知する。

6 「利用の手引き」に沿ったジビエ利用の進め方

事業者は、県関係機関の指導・助言のもと、以下の手順でジビエ利用を行う。

(1) 利用届の提出

事業者は、経営技術支援課に対し、以下の内容を記載したジビエ利用に関する届出（様式1）（以下「利用届」という。）をジビエ利用の前に提出することとし、内容を変更しようとするときは、変更内容を記した届出書を再度提出することとする。

なお、利用届には、「利用の手引き」、「防疫措置の手引き」及び関係ガイドラインの遵守と、県関係機関からの指導・助言に従うことを明記する。

【利用届の記載内容】

- ・施設の概要
- ・ジビエ利用計画
- ・ジビエ利用実施体制

捕獲にかかる防疫措置チェックシート（様式2）

施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート（様式3）

- ・陽性個体が確認された場合の対応内容（経営技術支援課への報告書（様式4）、汚染個体の処分方法、施設の消毒等）
- ・検査検体の利用は県に一任すること（検査結果（捕獲情報を含む）、検査検体から得られた遺伝子・遺伝子増幅産物、病原体等）等

(2) 利用届の取扱い

利用届の取扱いは以下のとおりとする。

- ① 事業者は、経営技術支援課に利用届を提出する。
- ② 経営技術支援課は、畜産課、生活衛生課、家畜保健衛生所及び農林事務所に利用届の提出を共有する。
- ③ 経営技術支援課、畜産課及び家畜保健衛生所は、事前の立入調査を行い、消毒の実効性を担保するため、家畜保健衛生所が消毒設備の確認、消毒作業及び記録に係る指導を行う。
- ④ 利用届に基づくジビエ利用について、必要に応じて県関係機関から指導・助言を行う。

7 ジビエ利用を目的として捕獲した個体の血液PCR検査の実施について

ジビエ利用を目的として捕獲した個体の血液PCR検査は、以下のとおり実施することとし、その経費及び器具等は事業者が負担する。

(1) 県が認定している外部検査機関で実施する野生イノシシの豚熱感染確認検査

- ① 事業者は、ジビエ利用を目的とする野生イノシシの血液を「利用の手引き」2(2)に規定する外部検査機関(以下「検査機関」という。)に送付する。

なお、別添「野生イノシシでの豚熱検査における外部検査機関認定に関する要件及び確認事項」に基づき、適切に血液PCR検査が実施可能であると県が認定した検査機関は、別に定める。

- ② 検査機関は、血液PCR検査が陽性の場合、野外株とワクチン株の鑑別は行わない。
なお、事業者は、血液PCR検査が陽性であった野生イノシシに由来する生産物等が流通しないよう措置を講ずるものとする。
- ③ 検査機関より検査結果の報告を受けた事業者は、報告様式(様式4)により速やかに経営技術支援課に報告する。
- ④ 経営技術支援課は、報告を受けた検査結果を、畜産課と共有する。
- ⑤ 経営技術支援課は、豚熱陽性と判定された場合、その結果を生活衛生課と共有する。
- ⑥ 事業者は、陽性確認に基づく消毒等の措置の実施について、「利用の手引き」3(5)の規定に基づき、畜産課に報告すること。

(2) 県が実施する野生イノシシの豚熱感染確認検査

- ① 捕獲者は、採材した血液とともに、捕獲した野生イノシシを事業者(利用届を提出している事業者に限る。)に搬入し、事業者は、その血液を中央家畜保健衛生所に送付する。なお、血液の送付方法は別に定める。
- ② 中央家畜保健衛生所は、検査結果を畜産課に通報し、畜産課は経営技術支援課に報告することとし、経営技術支援課は事業者に通知する。
- ③ 経営技術支援課は、豚熱陽性と判定された場合、その結果を生活衛生課と共有する。
- ④ 事業者は、陽性確認に基づく消毒等の措置の実施について、「利用の手引き」3(5)の規定に基づき、畜産課に報告すること。

(注) 県が実施する検査は、野生イノシシの豚熱ウイルス浸潤状況の把握を目的としたサーベイランスの一環として実施するものであり、検査の上限頭数を別に定める。
また、検査は、県の任意の日程で実施する。

8 附則

この要領は令和8年2月19日から施行する。

この要領は令和8年6月25日から施行する。

県が定めるジビエ利用の再開要件

以下の①～④全ての要件を満たすものとする。

- ① 県として過去 1 年間に 299 頭以上の野生イノシシでの豚熱検査を実施
- ② 県が定める任意の捕獲エリア※について、感染の初確認から 1 年以上が経過
- ③ 県が定める任意の捕獲エリアについて、過去 1 年間の陽性率が 10%未満
- ④ 処理加工施設における動力噴霧器による車両等の消毒実施

※ 「県が定める任意の捕獲エリア」は、地理的条件と感染状況を踏まえて設定。

ただし、ジビエ利用を再開した地区において、陽性率が 20%を超える場合には、陽性個体数が極めて多いエリアで、再度ジビエ利用の自粛を要請。